

やまがた健康フェア2026・ウォーキングプロジェクト推進事業等業務委託基本仕様書

1 事業の目的

県、市町村及び健康づくりを担う関係団体が協働し、県民一人ひとりの健康意識の向上及び健康増進に資するイベントを県内全域で展開することで、「健康長寿日本一」の実現を図る。

2 委託業務名

やまがた健康フェア2026（以下、「健康フェア」という。）・ウォーキングプロジェクト推進事業等業務

3 主催及び発注者

やまがた健康フェア実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

4 履行期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

5 実施時期及び期間

（1）やまがた健康フェア

令和8年9月以降の連続した2日間（土日祝日のいずれか）

（2）ウォーキングWeb大会（以下、「Web大会」という。）

上期：令和8年5月～6月

下期：令和8年10月～11月

（3）デジタルウォーキングスタンプラリー（以下、「スタンプラリー」という。）

令和8年5月～11月

（4）生活習慣病予防啓発動画作成・広告

動画作成：令和8年8月まで 広告：令和8年9月～11月

（5）専用Webサイト（以下、「Webサイト」という。）の開設・運用

令和8年5月～令和9年1月31日

6 委託業務の内容

次の業務を行うことを基本とし、さらに、目的の達成のために効果的な企画や遂行方法等について積極的に提案・実施すること。業務の遂行に当たっては、参加者の安全対策を徹底すること。

（1）やまがた健康フェア

セミナーや関係団体等の出展ブース、ポスター・パンフレット等の啓発資材展示などの情報発信により、県民の健康意識の向上に繋がるイベントを開催する。

① 健康フェアの企画・運営

② 会場の確保（会場使用料の支払を含む）、ブース・ステージ等の設営・管理・撤去、資機材・備品等の調達

・集客数を見込める会場を確保すること。

- ・会場内に音響設備等が使用できるステージを設置すること。また、ステージとは別にスクリーン、音響設備等が使用できるセミナー用スペースを確保すること。
- ・出展ブース数は概ね 20 団体分とする。（ブースの数は変動する場合がある。）
- ③ 関係団体等との連絡調整
- ④ 来場者アンケートの実施、取りまとめ
- ⑤ 問合せ対応

(2) Web大会

期間を定め、アプリを活用して計測した歩数をWeb上で競うウォーキング大会を開催し、参加者のうち条件達成者に抽選で賞品をプレゼントする。

- ① ウォーキングアプリの調達・アカウントの管理
 - ・参加者数は毎月 3,000 人を想定する。（月ごとに変動する場合がある。）
 - ・ダウンロード時及び使用時に参加者が無料（ダウンロード及び使用に伴う通信費を除く。）で使用できるアプリを選定すること。
 - ・参加者が個人順位を把握できるアプリを選定すること。
- ② 条件達成者の確認及び抽選
 - ・参加者のうち条件達成者(月 240,000 歩以上)から抽選で毎月 10 名以上を選定する。
 - ・最終月(11 月)に総合順位等により《頑張ったで賞》として 10 名以上を選定する。
- ③ 賞品(県産品に関するものに限る。)の調達及び発送
- ④ アプリ既登録者へのWeb大会参加案内(プッシュ通知 3 回以上)
- ⑤ Web大会参加者への終了案内(プッシュ通知 1 回以上)
- ⑥ 不正行為防止の対応(アプリ業者への問い合わせ、依頼等)
- ⑦ 問合せ対応(アプリの登録・操作方法等の質問対応を含む。)

(3) スタンプラリー

Web大会で調達したアプリと同一アプリ内に、地図機能等を活用したデジタルウォーキングコースを設定し、条件達成者に抽選で賞品をプレゼントする。

- ① スタンプラリーの企画・運営
 - ・希望のあった県内市町村のデジタルウォーキングコースを設定する。（コース案は実行委員会が提示する。）
 - ・コースの踏破は、スマートフォンの位置情報により判断する。
- ② 条件達成者の確認及び抽選
 - ・条件達成は 2 コース以上の踏破(2 コース踏破につき一口)とし、抽選で 30 名以上を選定する。
- ③ 賞品(県産品に関するものに限る。)の調達及び発送
- ④ 問合せ対応(アプリの操作方法、抽選応募方法等の質問対応を含む。)

(4) 生活習慣病予防啓発動画の作成及び広告

- ① 動画の企画・制作
 - ・制作する動画は 3 本とし、テーマは「健康経営」、「がん検診受診」、「歯科健診受診」とする。
 - ・動画 1 本当たり 30 秒とする。

- ・アニメ又はイラスト形式で、テーマに沿った県民に分かりやすい内容とする。
- ・校正を複数回実施し、令和8年8月中に動画3本を完成させること。完成後は下記②により広告すること。
- ・下記②の広告に適したフォーマットのほか、mp4形式で納品すること。

② YouTube等のWeb・SNS媒体を活用した広告

- ・令和6、7年度に制作した動画9本及び上記①により制作した動画合計12本を広告として配信する。(過去に制作した動画9本については、実行委員会からmp4形式のデータを提供可)
- ・動画1本当たり15,000回以上、合計180,000回以上の配信(視聴)とする。
- ・配信にあたっては、テーマ毎に性別や年代等によりターゲットを絞ること。
- ・各広告の配信(視聴)回数を報告すること。
- ・広告配信に係る手続き、契約等一式について、責任をもって行うこと。

(5) Webサイトの開設・運用

- ① 上記6(1)～(3)のイベントの周知
- ② 上記6(4)動画の掲載
- ③ 上記6(1)終了後のレポート掲載
- ④ その他健康づくり関連情報の発信

(6) テレビ等メディアを活用した周知広報

上記6(1)～(3)の事業について効果的な広報を行う。

- ① テレビ・ラジオ番組を活用した情報発信
- ② テレビCM 5月以降 80回以上
- ③ 新聞広告等
 - ・開催告知広告の掲載 5月以降 1回以上
- ④ チラシの作成及び発送
 - ・A4判両面カラー 20,000枚以上
- ⑤ ポスターの作成及び発送
 - ・B2判カラー 1,000枚以上

7 委託業務の対象経費

上記6に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に記載する経費は認められない。

- (1) ハードウェアに係る経費(施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための費用)
- (2) パソコン、OA機器、電話機等(ソフトウェアを含む。)単価5万円以上の物品の購入経費

8 成果品等

(1) 成果品

- ① 上記6(1)④に掲げる来場者アンケート集計結果

- ② 上記6（4）①に掲げる動画データ
- ③ 上記6（6）④及び⑤に掲げる広報資材

(2) 成果品の提出日及び提出先

上記（1）に掲げる成果品を実行委員会がそれぞれ指定する場所、日時に納品すること。

9 留意事項

- (1) 受託者は、この事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該職員が退職後にあっても同様とする。
- (3) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- (4) 当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受託者が責任を持って調整すること。また、本業務による著作権及び著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利を含む。）はすべて実行委員会に帰属するものとし、受託者は実行委員会の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。
- (5) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に実行委員会に協議し承認を得なければならない。
- (6) 受託者は、この事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに実行委員会に報告すること。
- (7) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (8) 上記6（3）①について希望する市町村数によって、契約金額の調整をする場合がある。

10 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、実行委員会と協議するものとする。